

# 八王子市景観計画 届出対象行為一覧

## 八王子市景観区域内の地域・地区区分

地域区分番号	地域・地区名称	地域区分番号	地域・地区名称
1	甲州街道沿道地区	10	北部地域・緑との共生ゾーン内
2	中心市街地環境整備地区	11	北部地域・緑との共生ゾーン外
3	高尾駅・多摩御陵周辺地区	12	西部地域・緑との共生ゾーン内
4	裏高尾・小仏地区	13	西部地域・緑との共生ゾーン外
5	高尾山参道周辺地区	14	西南部地域・緑との共生ゾーン内
6	浅川沿川地区（水辺区域）	15	西南部地域・緑との共生ゾーン外
7	浅川沿川地区（背景保全区域）	16	東南部地域・緑との共生ゾーン内
8	中央地域・緑との共生ゾーン内	17	東南部地域・緑との共生ゾーン外
9	中央地域・緑との共生ゾーン外	18	東部地域・緑との共生ゾーン内

※1～7が重点地区、8～18が一般地区です。

## 町ごとの地域・地区

（    の町は地域区分番号が複数あります。この町については町の中で複数の地域・地区に区分されていますので、詳細については、まちなみ景観課窓口でご確認ください。）

	町名	地域区分番号		町名	地域区分番号		町名	地域区分番号		町名	地域区分番号
あ	暁町	6、7、8、9	か	川町	12	て	寺町	2、9	ほ	本郷町	9
	旭町	2、9		北野町	6、7、17		天神町	9		本町	7、9
	東町	2		北野台	16		戸吹町	10		松が谷	18
い	石川町	10、11	き	絹ヶ丘	16	と	廿里町	3、14	ま	松木	18
	泉町	13		清川町	9		中町	2		丸山町	10
う	犬目町	12、13	く	桐田町	14、15	な	長沼町	6、7、16、17	み	三崎町	2
	上野町	9		久保山町	10		中野上町	6、7、9		みつい台	10
	打越町	16、17		越野	18		中野山王	8、9		緑町	9
	宇津木町	10		小比企町	16、17		中野町	8、9		南浅川町	14
	宇津貫町	16		小宮町	10、11		長房町	3、14、15		南大沢	18
	梅坪町	10		子安町	2、9		中山	18		南新町	9
お	裏高尾町	4、14	さ	左入町	10	に	七国	16	め	南町	2、9
	追分町	1、2、9		散田町	2、15		並木町	1、15		みなみ野	16
	大塚	18		下恩方町	12		檜原町	12、13		宮下町	10
	大船町	14		下柚木	18		南陽台	18		美山町	12
	大谷町	10		城山手	14		西浅川町	4、14		明神町	1、2、6、7、9
	大横町	6、7、9		新町	1、2、9		西片倉	16		めじろ台	15
	大和田町	6、7、8、9		諏訪町	13		西寺方町	12		元八王子町	12
	小門町	9		千人町	1、2、9		式分方町	12		元本郷町	6、7、9
	尾崎町	10		田町	6、7		狭間町	14、15		元横山町	6、7、9
	小津町	12		台町	2、9		八幡町	1、2		谷野町	10
か	鹿島	18	た	大楽寺町	12、13	は	初沢町	14	や	八木町	1、2、9
	加住町	10		平町	10、11		東浅川町	1、3、14、15		山田町	15
	片倉町	16、17		高尾町	1、3、5、14		東中野	18		鎌水	18
	叶谷町	13		高倉町	11		日吉町	2、9		八日町	1、2
	上壱分方町	12、13		高月町	10、11		平岡町	6、7、9		万町	9
	上恩方町	12		滝山町	10		兵衛	16		横川町	7、12、13
	上川町	12		館町	14、15		富士見町	8		横山町	1、2
	上柚木	18		丹木町	10		別所	18		四谷町	13
	川口町	12、13		寺田町	14、15		堀之内	18			

## 届出が必要な行為と規模

対象行為	規模	
	地域区分番号7～18の地域・地区	地域区分番号1～6の地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	○高さ10m以上の建築物 ○10戸以上の集合住宅の建築物 ○延べ床面積が1,000㎡以上の建築物	○延べ床面積が10㎡以上の建築物
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○次に掲げる高さ10m以上の工作物 ・煙突、鉄柱、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもの ○高さが5mを超える擁壁 ○区域面積が1,000㎡以上の墓園その他これに類するもの	○次に掲げる工作物 ・高さが6mを超える煙突 ・高さが10m以上の鉄柱その他これに類するもの ・高さが4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・高さが2mを超える擁壁 (甲州街道沿道地区、中心市街地環境整備地区を除く) ・昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもの ・橋りょうその他これに類するもので、河川等を横断するもの ・墓園その他これに類するもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	○開発区域の面積が1,000㎡以上のもの	○開発区域の面積が500㎡以上のもの
木竹の伐採	○区域の面積が1,000㎡以上のもの	○区域の面積が1,000㎡以上のもの、又は地上1.3mにおける幹周が200cm以上の木竹の伐採
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○次のいずれかの行為で、堆積期間が90日を超えるもの。 ・区域の面積が500㎡以上のもの ・土砂等による土地の埋立て又は盛土を行うことにより、当該埋立て又は盛土を行った土地の部分の高さが1m以上となるもの ※但し、工事施工の際、現場内に当該現場で使用する資材等を保管するものを除く。	○全ての堆積物で堆積期間が90日を超えるもの ※但し、工事施工の際、現場内に当該現場で使用する資材等を保管するものを除く。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	○区域の面積が3,000㎡以上のもの	○全ての土地の形質の変更
特定照明	○届出対象規模の建築物及び工作物に対して行われる、特定照明の新設・移設及び色彩等の照明方式の変更	

## 事前協議が必要な対象行為

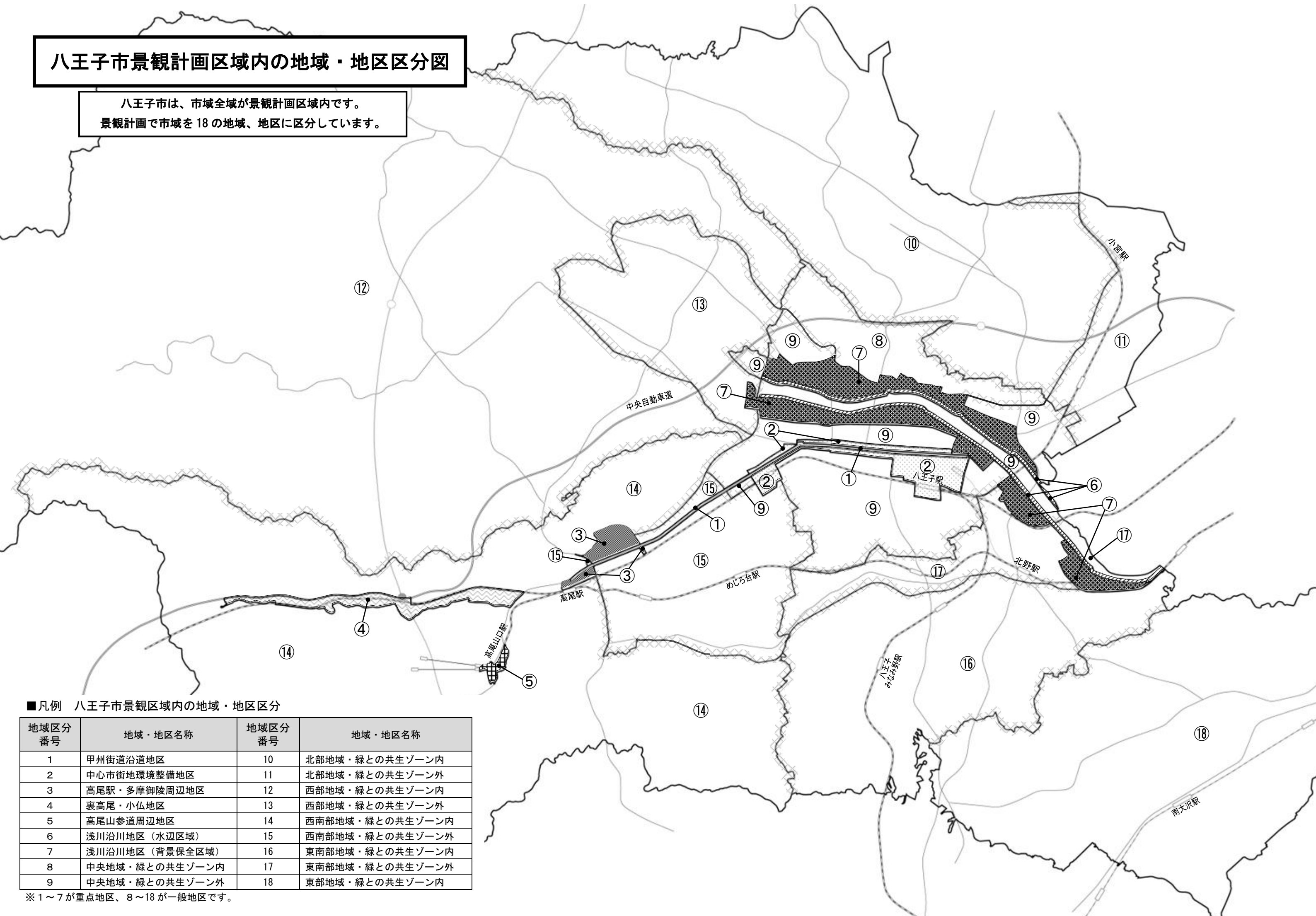
	特定大規模建築物	大規模建築物	重点地区における建築物
定義	高さが45m以上又は延べ面積が15,000㎡以上の建築物	高さが15m以上の建築物	「高尾駅・多摩御陵周辺地区」及び「高尾山参道周辺地区」における届出対象行為に該当する規模の建築物
届出の時期	届出の90日前迄	届出の30日前迄	届出の30日前迄

- 届出の手続きや事前協議については、「届出の手引き」を御参照下さい。
- 届出の手引き、届出等に必要書類や様式のダウンロードは八王子市のホームページ（「景観法 届出」でサイト内検索）を御参照下さい。

【問い合わせ先・届出窓口】  
 八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課  
 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号  
 TEL：042-620-7267  
 FAX：042-626-3616  
 E-mail：b132300@city.hachioji.tokyo.jp

# 八王子市景観計画区域内の地域・地区区分図

八王子市は、市域全域が景観計画区域内です。  
景観計画で市域を18の地域、地区に区分しています。



■凡例 八王子市景観区域内の地域・地区区分

地域区分番号	地域・地区名称	地域区分番号	地域・地区名称
1	甲州街道沿道地区	10	北部地域・緑との共生ゾーン内
2	中心市街地環境整備地区	11	北部地域・緑との共生ゾーン外
3	高尾駅・多摩御陵周辺地区	12	西部地域・緑との共生ゾーン内
4	裏高尾・小仏地区	13	西部地域・緑との共生ゾーン外
5	高尾山参道周辺地区	14	西南部地域・緑との共生ゾーン内
6	浅川沿川地区（水辺区域）	15	西南部地域・緑との共生ゾーン外
7	浅川沿川地区（背景保全区域）	16	東南部地域・緑との共生ゾーン内
8	中央地域・緑との共生ゾーン内	17	東南部地域・緑との共生ゾーン外
9	中央地域・緑との共生ゾーン外	18	東部地域・緑との共生ゾーン内

※1～7が重点地区、8～18が一般地区です。